

令和3年門審第13号

裁 決

漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年6月24日01時20分

鹿児島湾口東部

2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	遊漁船B
総トン数		9.7トン	5.5トン
登録長		11.85メートル	11.45メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力			176キロワット
漁船法馬力数		455キロワット	

3 事実の経過

Aは、魚群探知機、レーダー及びGPSプロッターなどを備え、きびなご建網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか4人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和元年6月24日01時05分鹿児島県伊座敷漁港を発し、同県立目崎南方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、航行中の動力船が掲げる法定灯火を表示し、魚群探知機、レーダー及びGPSプロッターを作動させて単独で操船に当たり、陸岸に沿って南西方に向けて航行したのち、立目崎の北東方にある浅所を避けるために、一旦、西行して同崎の北方沖合に出た後から同崎に向けて南下した後、同崎沿岸を反時計回りに迂回して同崎の南方沖合の漁場に向かうこととした。

a受審人は、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けた姿勢で、きびなごの群れを魚群探知機で探索しながら、01時18分半僅か前立目崎灯台から345度（真方位、以下同じ。）1,440メートルの地点で、針路を165度に定め、16.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

定針したとき、a受審人は、正船首840メートルのところ、錨泊中であることを表示する白色全周灯1灯を掲げたBを視認することができ、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近す

る状況であったが、船首方を一見しただけで船舶を見かけなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けることなく続航し、01時20分僅か前船首至近に同船が点灯する作業灯を認め、急ぎ左舵一杯として機関を全速力後進にかけたものの、及ばず、01時20分立目埼灯台から345度600メートルの地点において、Aは、船首が135度を向き、13.5ノットの速力となったとき、その右舷船首部が、Bの右舷船尾部に前方から45度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体後部に操舵室を配し、同室前方にキャビン、同室後方にオーニングをそれぞれ設け、魚群探知機及びGPSプロッターを搭載し、電子ホーンを装備するFRP製遊漁船で、b受審人ほか1人が乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同月23日15時00分鹿児島県高須港を発し、立目埼北方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、17時30分前示衝突地点の釣り場に至り、底質が岩で水深約30メートルの海中に、船首から重さ約50キログラムのグラブネル型錨を投じ、直径20ミリメートルの合成繊維製錨索を約60メートル伸出して同索を船首部に止め、機関を停止して錨泊を開始したのち、日没後には、錨泊中であることを表示する白色全周灯1灯を掲げ、作業灯2灯を点灯して錨泊を続けていた。

翌24日01時18分半僅か前b受審人は、船首が270度を向いていたとき、右舷船首75度840メートルのところにAが表示する白、紅、緑3灯を視認することができ、その後同船が自船に向首した

まま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の船舶が錨泊中の自船を避けるものと思ひ、見張りを十分に行わなかつたので、このことに気付かなかつた。

b 受審人は、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもしないまま、操舵室内の操縦席に腰を掛けた姿勢で、錨地付近にある浅所との距離を確認するため、魚群探知機及びGPSプロッターの表示を見ながら錨泊を続け、Bは、船首を270度に向けたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは右舷船首部に凹損及び擦過傷を生じてのち修理され、Bは右舷船尾部に圧壊を生じて廃船処理され、Bの釣り客1人が、外傷性血気胸及び肋骨多発骨折等を負つた。

(航法の適用)

本件は、夜間、鹿児島湾口東部において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したもので、海上交通安全法及び港則法が適用されない海域で発生していることから、一般法である海上衝突予防法を適用することになる。

海上衝突予防法には航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務で律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、鹿児島湾口東部において、漁場に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかつたことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかつたことも一因をなすものである。

a 受審人は、夜間、鹿児島湾口東部において、漁場に向けて航行する

場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首方を一見しただけで船舶を見かけなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせてBを廃船とさせ、Bの釣り客1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、夜間、鹿児島湾口東部において、遊漁のために錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の船舶が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもしないまま錨泊を続けて同船と衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせてBを廃船とさせ、Bの釣り客1人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年1月13日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄